

4月1日より、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。成年の定義が見直されることで何が変わり、どのような影響があるのか、改めて確認しておきましょう。

「なぜ引き下げられるの？」

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳に定めるなど、若者にも国政の重要な判断に参加してもらおうための政策が進められてきました。その中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされました。

このような経緯もあり、平成30年6月に民法が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。

これによって、現在18歳及び19歳の方は4月1日に、17歳以下の方は18歳の誕生日を迎えると新成人となります。

世界でも多くの国が18歳を成年年齢としているよ



民法改正による成年年齢引下げで 18歳から“大人”に

「変わるもの・変わらないもの」

民法が定めている成年年齢は「一人で契約をすることができる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになるということです。

また、女性の結婚できる最低年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに結婚可能年齢が18歳以上となります。

一方、飲酒や喫煙、公営ギャンブルなどの年齢制限は、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、これまでと変わらず20歳です。

成人すると、できることも多くなりますが、大人としての義務と責任を負うこととなりますので、自覚を持った行動を心がけましょう。

「成人式はどうなる？」

成人式の時期や在り方については、法律による決まりはなく、各自自治体の判断で実施されます。

本市では「二十歳のつどい」という名称に変更し、今までどおりその年度に20歳になる方を対象に1月に実施します。

20歳にならないとできないこと (今までと変わらないこと)

- ◆飲酒
- ◆喫煙
- ◆公営ギャンブル(競馬・競艇等)
- ◆国民年金の被保険者資格の取得(保険料納付義務) など

18歳(成年)になったらできること

- ◆契約(携帯電話・クレジットカードを作る・一人暮らしの部屋を借りる等)
- ◆結婚 ◆10年有効なパスポートの取得
- ◆一部の国家資格の取得
- ◆性同一性障害者の性別変更請求 など



新成人の 消費者トラブルに注意

成人になると、自分の意思で契約ができたり、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れるようになります。

未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については民法の「未成年者取消権」に基づき取り消すことができますが、成人になるとできなくなります。

そのため、保護がなくなったばかりの高校・大学在学中の新成人をねらう悪質な業者がいます。新成人をターゲットにした悪質商法によるトラブルに巻き込まれないよう注意してください。

しっかりと「考えて」契約や買い物をしましょう。
問い合わせ／やさしさ支援課(内線3420)

- ・契約や買い物で困ったら
消費者ホットライン(☎188)
- ・市消費生活センター
(☎541-1321、平日10時～12時・13時～15時30分)
※対面・電話=予約優先、
オンライン=要予約
- ・警察への相談は(☎#9110)



こんな大人に なりたい

鴻巣高校2年生へインタビュー



竹井 天音さん(17)

普段、悩みや不安なことがあったとき、お母さんに相談しています。いつもしっかりと話を聞いて、アドバイスなどをくれるお母さんにいつも助けられています。そんな相談しやすく、安心させられるような大人になりたいです。



田中 大智さん(17)

今の私は、他人の目や評価を気にしてしまうことが多いので、自分の行動や持っている技術に確信を持てるようになりたいです。自分は何がしたいのかなどの目的をはっきりさせ、周りの人に流されず自信が持てる大人になりたいです。



江川 仁菜さん(17)

自分の行動や発言に責任をもてる大人になりたいです。そのために、何事もまず自分で考えるようにしたいです。また、今までは親が判断してきたことを、これからは自分でやるようになるため、契約などは今まで以上に慎重に進めたいです。



新井 大輝さん(17)

仕事に就いて、友人や家族と楽しく、そして人に迷惑をかけるないように暮らせる大人になりたいです。また、よく調べないまま契約すると取り返しがつかないことになってしまうので、そういった点も注意したいです。



● 豆知識 ●
「おとな」の歴史

大人になる節目の昔の通過儀礼として有名なものに「元服」があります。始まりは奈良時代や平安時代といわれており、内容は時代や場所、階級によって異なりますが、概ね15歳前後の男性が「前髪を削ぎ落としたり、普段着として羽織を」着て対外的に大人になったことを示すものとして、江戸時代まで全国で行われていました。

「成年＝満二〇歳」というのは、今から約140年前の明治9年（1876年）の太政官布告（当時の法律）で初めて定められました。また、民法としては明治29年（1896年）に定められ、現在まで続いてきました。

